

「コロナワクチン打て!」「まだ打ってないのか?」などの

同調圧力との戦い方

木原功仁哉法律事務所

弁護士 木原功仁哉

【質問1】上司から「ワクチン打て!」と言われたのですが、どうすればいいですか

【回 答】「ワクチンを打たなければならない義務はどこにあるのですか。法的根拠を示してください」と質問してください。

現行の予防接種法では、コロナワクチンの「接種義務」はなく、「接種努力義務」にすぎません(9条1項)。

これは、東京高等裁判所が平成4年12月18日に、「国が予防接種を強制ないし勧奨するに当たり、厚生大臣は接種率を上げることに施策の重点を置き、副反応の問題にそれほど注意を払わず、禁忌に該当する者を識別除外するため適切な予診を行うにはほど遠い体制で予防接種を実施することを許容し、また接種を担当する医師や接種を受ける国民に対し予防接種の副反応や禁忌について周知を図らなかった等判示の事実関係の下においては、厚生大臣には予防接種の禁忌者に予防接種を実施させないための十分な措置をとることを怠った過失がある。」として、国の責任を認める判決がなされたため(判時1445号3頁)、かつての接種義務が接種努力義務に格下げされたのです(平成6年改正)。しかし、ワクチン利権まみれの国は、接種率を少しでも上げようとして「職域接種」「接種証明書」等の制度を作り、事実上の「接種義務」に引き上げようと画策しているのです。

よって、接種するよう「努力」すれば足りるのであって、例えば、「接種するよう努力はしたが、調べてみれば、コロナワクチンの有効性・安全性に重大な疑念があるため、接種を見送った」との回答で構わないのです。

【質問2】上司から「ワクチンを打てない体質と言うのなら、医師の診断書を持ってこい」と言われたのですが、どうしたらいいですか。

【回 答】「証明書を提出しなければならない就業規則上の根拠を示してください」と質問してください。

そもそも接種義務がないのに、接種できない理由を示さなければならないというのは、論点のすり替えです。接種できない理由を示さなければならない法的義務などありません。

持病があろうがなかろうが、「劇薬に該当する」コロナワクチンなど打つべきではないのです(令和3年2月12日付け厚生労働省医療・生活衛生局医療品審査管理課の審議結果報告書)。

現に、持病のない20代の若い女性が、接種後4日後に小脳出血で亡くなったケースが存在するのです(NEWSポストセブンHP「コロナワクチン接種の4日後に急死した26才女性 因果関係はあったのか」R3.4.23配信、https://www.news-postseven.com/archives/20210423_1653701.html?DETAIL)。

【質問3】上司や同僚から「頼むから打ってくれ」と懇願されたのですが、どうしたらいいですか。

【回 答】「もし、私が薬害に罹ったら、会社は数千万~億単位の補償をしてくれるのですか」と質問してください。

会社は、「職場環境配慮義務」として、パワハラ・セクハラ防止と同様に、ワクチン未接種者に対して職場内で同調圧力をかけるような事態を防止すべき義務があります。会社がこれを怠ったために、労働者がワクチン接種を余儀なくされ、薬害に罹った場合、会社は職場環境配慮義務違反による損害賠償責任を負うと考えます。そのようなリスクを承知の上で「打ってくれ」と言う会社などどこにあるのでしょうか。

「自分の身は自分で守る」という意識を、決して放棄しないでください!